

れい わ ねん ど  
令和 6 年度

ほつ かい どうしやう しや く ち い き  
北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり

す い しん ほん ぶ かい ぎ ぎ じ ろ く  
推進本部会議 議事録

かい さい に ち じ れい わ ねん が つ い つ か すい  
開催日時：令和 6 年 6 月 5 日（水）11:00 ～ 12:00

かい さい ば し よ ち じ かい ぎ し つ  
開催場所：知事会議室

## 1 開会

ふ り お か ぶ ちやう  
〈古岡部長〉

それでは定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度、北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議を開会いたします。私は本日進行を務めさせていただきます保健福祉部の古岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会議を開催に先立ちまして、本部長である知事からご挨拶申し上げます。

## 2 知事挨拶

す ず き ち じ  
〈鈴木知事〉

ほつ かい どう ち じ す ず き  
北海道知事の鈴木でございます。

れい わ ねん ど ほつ かい どうしやう しや く ち い き す い しん ほん ぶ かい ぎ かい かい  
令和 6 年度 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ほん じつ たい へん い そ が な か が く し け い け ん し や ほん ぶ いん み な ま ま だ て し て  
今日は、大変お忙しい中、学識経験者の本部員の皆様、そして、伊達市手をつなぐ育成会の小林様にも、ご出席をいただきました。ありがとうございます。皆様には、日頃から、本道の障がい者福祉の向上に、それぞれのお立場からお力添えをいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

ほつ かい どう しやう か た が た け ん り よう ご く ち い き  
北海道では、障がいのある方々の権利の擁護、暮らしやすい地域づくりを推進をするため、全国に先駆けて「北海道障がい者条例」を制定いたしました。障がいのある方、ご家族の皆様が、安心して地域で暮らしていくことができるよう、これまで各般の施策に取り組んできたところでございます。

また、道としては、障がいのある方それぞれの意思決定を丁寧にお支えをしながら、可能な限り身近な場所で必要な支援を行うことができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

本日につきましては、「地域における障がいのある方の結婚・出産・子育てへの支援について」、こちらをテーマに意見交換の時間も設けさせていただきました。

限られた時間ではございますけれども、皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日は、よろしくようお願い申し上げます。

### 3 議事

ふるおか ぶちよう  
〈古岡部長〉

それでは議事に入ります前に本日、障害者団体から、ご出席をいただいております方をご紹介します。NPO法人、伊達市手をつなぐ育成会、会長の小林繁市様でございます。

こばやし かいちよう  
〈小林会長〉

こばやし  
小林です。

ふるおか ぶちよう  
〈古岡部長〉

小林会長におかれましては、地域における障がい者の結婚、出産、子育ての支援に長年携わってこられ、その第一人者として、北海道手をつなぐ育成会様から、本日の会議にご推薦をいただいたところでございます。後程意見交換の際に、ご発言をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。それでは次第に沿って進めて参ります。2番の、令和5年度の施策の推進状況、それから3番の令和6年度を取組更新案につきまして、事務局から一括して説明をお願いいたします。

とくだ かしよう  
〈徳田課長〉

それでは、資料1と2を使いましてご説明させていただきます。「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」いわゆる「障がい者条例」に関し

ます、令和5年度における施策の推進状況についてご説明をさせていただきます。資料1をめぐっていただきまして、1ページでございます。本条例の取組の概要、条例の推進にあたりましては、左上の方に「地域推進本部の設置」、それから右側縦長でございますが、「条例の広報」、下の方、3、条例の主な施策の権利擁護の推進、障がい者が暮らしやすい地域づくり、障がい者の就労支援、これらに沿って各種の施策に取り組み、条例の基本理念の実現を図ろうとするものでございます。

次、右側2ページ目の上段でございますが、推進本部、知事を本部長とします推進本部会議を、この会を開催し、今後の取組方針や意見交換を実施しております。下段の条例の広報、(1)でございますが、条例の理念などの周知、出前講座等実施やパネル展、道民フォーラムの開催、大きなものとしてはフォーラムを開催してございます。

3ページ目でございます。施策の柱の1つ目、権利擁護の推進でございます。(1)の虐待や差別等の解消に向けた取り組みでございますが、②番、障がい者権利擁護センターの相談、報告等につきましては、113件、そのうち33件が虐待相談になっており、市町村等の各機関へ通報するなど対応しているところでございます。

続きまして4ページ目、(2)の道民の理解の推進でございます。パンフレットの配布、パネル展や手話講座の開催など行ってございます。下段の障がい者が暮らしやすい地域づくり、(1)番の地域づくり委員会でございます。申立事案や委員会自らが把握しました地域の課題について協議しております。全道各地で延べ27回実施しているところでございます。その下(2)、地域支援体制づくりの推進でございます。振興局と地域づくりコーディネーターが連携をしまして市町村への助言等を支援しており、各地域づくり委員会が協議した方につきましては、資料8、9ページに記載しておりますので後ほどご覧ください。

続いて5ページ目、障がい者の就労支援についてでございます。(1)のとおり、関係機関と連携し、各種の取り組みを推進しております。(2)番、

企業等と連携をした取り組みとしまして、障がい者就労企業として216社を認証登録しており、道民一人1アクションにつきましては570の企業、76市町村にのびております。その他、(3)の発注促進、(4)に基づきます指定法人制度などを実施しております。(5)の就労施設等の授産製品の販路拡大ですが、大型商業施設において、製品を販売、それから、農福連携マルシェの開催により、施設等の生産する農産品などを販売しているところでございます。

6ページから18ページにつきましては、取組の詳細についてとりまとめておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして資料2、令和6年度の取組方針でございます。1ページ目をご覧下さい。本年度の取組方針としまして、基本方針と重点方針を設定してございます。基本方針としましては「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考えのもと、取り組みを進めることとしております。昨年度からの変更点はございません。重点方針でございますが、1の条例の広報、2、権利擁護の推進、3、障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進、4、障がい者の就労支援、としまして、昨年度からの変更点はございません。

続いて次項は本年度の関連施策の内容となっております。本年度から変更になった内容について申し上げます。8ページ、9ページに新旧対照表を添付してございます。そちらについてご説明いたします。

1点目、ほっかいどう障がい福祉プランでございます。障がい者基本計画と、それから北海道障がい者福祉計画を統合したものがプランとなっております。2点目の農福連携推進事業でございますが、各振興局に設置する相談窓口において福祉事務所や特別支援学校からの相談を対応していること、これまでも実施しておりましたが、盛り込んで記載を行ったものでございます。3点目、企業等の取組支援、これまで複数の取組に分けて記載していたものを整理し、明確にしたものでございます。めくって9ページ、4点目、病院の事業でございますが、「スーパー救急病棟を運用する」と

していたものを、「スーパー救急病棟を運用、向陽ヶ丘病院では認知症専門医療を提供する」、これまでも実施していましたが、この条例に基づく取組方針として改めて記載することとしたものでございます。精神科リハビリテーションの記載についても同趣旨でございます。6点目、障がい福祉計画等圏域連絡協議会、1点目と同じく計画を統合して、第1期障がい福祉プランとしたものでございます。

資料2、以上でございますが、参考資料1は条例と付帯する施行規則、推進本部の要綱について記載したものでございます。参考資料2は条例の趣旨に基づきまして昨年度道において取り組んだ、障がいのある方の結婚・出産・子育てに関するサポートについてまとめたものです。私からは以上でございます。

〈古岡部長〉

はい。ただいま説明に関しまして、補足する事項或いはご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告事項及び協議事項につきましては以上といたします。

### 3 意見交換

〈古岡部長〉

次に、次第の四番、意見交換に移りたいと思います。道では本年3月に障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る課題につきまして、その対応策を取りまとめたところでございます。障がいのある方、自らが住み慣れたところで、子育て等を行うことが困難なときには、地域での支えが必要となって参ります。こうしたことから、地域における障がいのある方の結婚・出産・子育ての支援についてをテーマに、現状や課題等について、ご意見を伺えればと考えております。

まずは、日頃より、障がいのある方の支援に携わっておられる団体のお立場から、NPO法人伊達市手をつなぐ育成会、会長の小林繁市様よりご意見等をお願いいたします。よろしく願います。

こばやしかいちよう  
〈小林会長〉

ご紹介いただきました小林です。どうぞよろしくお願い致します。私にはですね、35歳になる息子、知的障がいのある息子がおりまして。現在はですね、伊達市手をつなぐ育成会にて活動していますけれども、それ以前はですね、入所施設やグループホーム、それから相談支援等で約50年間勤務して、障害のある人達各施設で携わってきました。そんなことからですね、本会議の結婚・出産・子育ての支援はですね、就労支援や生活支援と並んで、私の職業生活における3大テーマでありました。この3つの中で著しく立ち遅れている結婚・出産・子育て等に、北海道自らが取り組んでくださるということを本当にうれしく思います。

障がい者の結婚とか子育てについてはですね、非常に資料が少ないんですね。で、かなり古い資料で恐縮なんですけれども、平成25年度障害者白書によりますと、配偶者のいない未婚率、生涯にわたっての未婚率ですけれども、健全者は26%と比較してですね、身体障がい者を35%、精神障がい者は64%、何と知的障がい者は97%なんですね。障がい者の未婚率は極めて高くですね。その中で知的障がい者は、突出した高い割合になっています。

では、知的障がい者は結婚に対する願望はないんでしょうか。同調査ではですね、約66%がいずれは結婚したいと回答しておりますし、また昨年度北海道がグループホーム入居者に対して実施した調査でもですね。39%が交際したいと思ったことがあると答えています。ですから決して、交際や結婚への願望がないというわけではない、ということです。しかし、実際に結婚に至るのはわずか3%という悲惨な結果であって、これはですね、1948年から1996年に渡ってですね、約48年間にわたって続いた優性保護政策の影響が非常に大きいと私は思っています。ですから、いまだに日本国民の間にはですね、障がい者の性や結婚に対する否定的な思想がですね、色濃く残っている。その結果ではないかという風に思います。

こうした障がい者の性や結婚に対する、差別や偏見を払拭していくため

には何が必要か。それはですね、北海道が全国に先駆けて施行した北海道障がい者条例の中に、結婚や子育てに必要な支援を受ける権利がある、を、新たな条文として盛り込んでですね、北海道自ら先頭切って、未だにマイノリティの問題として、片隅に追いやられている障がい者の性や結婚に対する支援策についてですね、積極的に取り組んでいく必要があると思っています。こうした取り組みの推進は、かつて北海道でですね、障がい者の結婚や出産を否定して優生手術を奨励し、優生保護法の適用による手術数が全国一であったという、これは決して名誉であることではなくて汚点であるという風に思っておりますけれども、その汚点を払拭する、重要な使命であるという風に思っています。

私は、北海道地域福祉生活支援センターが実施している日常生活自立支援事業の契約締結審査会の委員をしております。この事業の令和6年5月2日現在における、利用契約者は認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者合わせて633名で、そのうちの178名、約28%が知的障がい者です。その内訳を見るとですね、未婚が118名。既婚が60名という風になってますけれども、そのうち、60名のうち、婚姻継続中が23名、離婚が19名、死別18名という風になっています。この事業の利用者は、ある程度の年齢まで障がい福祉サービスを利用したことがなく、経済面、生活面、人間関係に行き詰まって困窮し、このサービス繋がった人たちが中心ですけれども、知的障がいについては、既婚者60名のうち、子供がいるが51名で、そのうち子供と一緒に暮らしているというのが20、別々に暮らしてる人が31名。子供がいる世帯の比率は85%で、昨年度から実施している北海道知的障がい福祉協会調査による、現在障がい者福祉サービス利用している結婚者のうち、子供のいるカップルは14%と比べてですね、かなり高い数字になっています。ですから、支援がある人たちは、結婚率が低くなってるという状態になってるんですけども、これら二つの調査からですね、結婚後障がい福祉サービスを利用していない人は、生活面、経済面、人間関係等による破綻などから離婚率が32%と高くて、また子供の出生数も高い。それに合わせ

てですね、<sup>よういくこんなん</sup>養育困難からくる<sup>べつきよりつ</sup>別居率、<sup>こども</sup>子供と<sup>おや</sup>親の<sup>べつきよりつ</sup>別居率です。それが別々に<sup>かん</sup>関しては61%なんですね。など、やっぱり<sup>しえん</sup>支援がなければ<sup>さまざま</sup>様々な<sup>もんだい</sup>問題を<sup>う</sup>生むことになっています。

<sup>ち てきしょう</sup>知的障<sup>ひとたち</sup>がいのある<sup>おお</sup>人達の<sup>けつこん</sup>多くが<sup>こうさい</sup>結婚したい、<sup>こそだ</sup>交際して<sup>のぞ</sup>子育てをしたいと<sup>ぞ</sup>望んでいます。しかし、<sup>しえん</sup>支援がなければ、これまで<sup>ほうこく</sup>報告した<sup>ちようき</sup>調査結果の<sup>か</sup>ように、しばしば<sup>ひさん</sup>悲惨な<sup>じようたい</sup>状態に<sup>お</sup>追い込まれて<sup>こ</sup>いくことになります。私<sup>わたし</sup>がかつて<sup>しえん</sup>支援の<sup>げんば</sup>現場で<sup>いじよう</sup>30以上<sup>ひと</sup>の人たちの<sup>けつこん</sup>結婚<sup>しえん</sup>支援<sup>たずさ</sup>に携<sup>けいけん</sup>わって<sup>けいけん</sup>きました。この<sup>と</sup>経験を<sup>ほんにん</sup>通<sup>あいしよう</sup>して、<sup>てきおうのうりよく</sup>本人たちの<sup>けつこん</sup>相性や<sup>しえん</sup>適応能力にも<sup>けつこん</sup>よります<sup>しえん</sup>けれども、<sup>しえん</sup>結婚<sup>しえん</sup>支援<sup>しえん</sup>が<sup>ようい</sup>グループ<sup>しえん</sup>ホームでの<sup>きようどうせいかつ</sup>共同生活や<sup>たんしんせいかつ</sup>アパートで<sup>しえん</sup>単身生活よりも、<sup>しえん</sup>むしろ<sup>しえん</sup>支援が<sup>い</sup>容易であったという<sup>ふう</sup>風に<sup>おも</sup>思います。私<sup>わたし</sup>たちの<sup>く</sup>暮らしを<sup>み</sup>見ても、<sup>じつさい</sup>実際には<sup>まつた</sup>全く<sup>たにん</sup>他人が<sup>ひと</sup>4人で<sup>きようどうせいかつ</sup>共同生活<sup>たいへん</sup>って<sup>おも</sup>いうのは、かなり<sup>おも</sup>大変だ<sup>おも</sup>と思うんですね。それから<sup>ひとり</sup>一人<sup>く</sup>暮らし<sup>さび</sup>して<sup>おも</sup>やっぱり<sup>おも</sup>寂しい<sup>おも</sup>と思うんですよ。でも<sup>き</sup>決まった<sup>ふたん</sup>負担に<sup>プラス</sup>ス、<sup>ささ</sup>そこを<sup>けつ</sup>支<sup>むづか</sup>える<sup>す</sup>って<sup>す</sup>いうのは<sup>す</sup>決して<sup>す</sup>難しい<sup>す</sup>ことではない<sup>す</sup>わけです。また<sup>す</sup>好きな<sup>ひと</sup>人との<sup>く</sup>暮らし<sup>ひじよう</sup>ですから、<sup>ある</sup>非常に<sup>ひとり</sup>その<sup>ひとり</sup>グループ<sup>ひとり</sup>ホームや、<sup>ひとり</sup>或いは<sup>ひとり</sup>一人<sup>ひとり</sup>暮らし<sup>くら</sup>から<sup>まんぞくど</sup>比べて<sup>たか</sup>満足度<sup>けいけん</sup>が高い<sup>かん</sup>とは<sup>かん</sup>経験<sup>かん</sup>から<sup>かん</sup>感じて<sup>かん</sup>います。

<sup>けつこんせいかつ</sup>結婚生活<sup>ささ</sup>を支<sup>もつと</sup>えるための<sup>じゆうよう</sup>最も<sup>しえん</sup>重要<sup>か</sup>な<sup>か</sup>支援<sup>か</sup>として、<sup>か</sup>欠く<sup>か</sup>ことので<sup>か</sup>きない<sup>か</sup>のは<sup>か</sup>いつでも<sup>か</sup>どこでも<sup>か</sup>どんな<sup>か</sup>ことでも<sup>か</sup>気<sup>きらく</sup>楽<sup>たよ</sup>に<sup>そうだん</sup>頼<sup>しえん</sup>れる<sup>そんざい</sup>相<sup>けつ</sup>談<sup>けつ</sup>支<sup>けつ</sup>援<sup>けつ</sup>の<sup>けつ</sup>存在<sup>けつ</sup>です。結<sup>こん</sup>婚<sup>しえん</sup>支<sup>きよじゆう</sup>援<sup>しえん</sup>は、<sup>しゆうろう</sup>居住<sup>か</sup>支<sup>か</sup>援<sup>しえん</sup>や<sup>こ</sup>就<sup>こ</sup>労<sup>しえん</sup>支<sup>こ</sup>援<sup>しえん</sup>、<sup>こそだ</sup>家<sup>しえん</sup>計<sup>しえん</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>や<sup>たき</sup>子<sup>たき</sup>育<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>など、<sup>たき</sup>多<sup>たき</sup>岐<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>わた<sup>たき</sup>る<sup>たき</sup>総<sup>たき</sup>合<sup>たき</sup>的<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>です。で<sup>たき</sup>す<sup>たき</sup>か<sup>たき</sup>ら<sup>たき</sup>様<sup>たき</sup>々<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>ニ<sup>たき</sup>ーズ<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>応<sup>たき</sup>じて、<sup>たき</sup>これ<sup>たき</sup>ら<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>組<sup>たき</sup>み<sup>たき</sup>立<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>く<sup>たき</sup>コ<sup>たき</sup>ー<sup>たき</sup>デ<sup>たき</sup>ィ<sup>たき</sup>ネ<sup>たき</sup>ー<sup>たき</sup>タ<sup>たき</sup>ー<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>なん<sup>たき</sup>です。全<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>相<sup>たき</sup>談<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>事<sup>たき</sup>業<sup>たき</sup>所<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>結<sup>たき</sup>婚<sup>たき</sup>や<sup>たき</sup>子<sup>たき</sup>育<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>義<sup>たき</sup>務<sup>たき</sup>づ<sup>たき</sup>け<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>く<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>あ<sup>たき</sup>る、<sup>たき</sup>とい<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>ふ<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>思<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>ます。

これ<sup>たき</sup>まで<sup>たき</sup>述<sup>たき</sup>べ<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>き<sup>たき</sup>た<sup>たき</sup>よ<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>に、<sup>たき</sup>結<sup>たき</sup>婚<sup>たき</sup>や<sup>たき</sup>子<sup>たき</sup>育<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>は<sup>たき</sup>ニ<sup>たき</sup>ーズ<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>合<sup>たき</sup>わ<sup>たき</sup>せ<sup>たき</sup>た<sup>たき</sup>多<sup>たき</sup>様<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>と<sup>たき</sup>す<sup>たき</sup>総<sup>たき</sup>合<sup>たき</sup>的<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>です。それ<sup>たき</sup>だ<sup>たき</sup>け<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>行<sup>たき</sup>政<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>含<sup>たき</sup>め、<sup>たき</sup>各<sup>たき</sup>種<sup>たき</sup>相<sup>たき</sup>談<sup>たき</sup>事<sup>たき</sup>業<sup>たき</sup>所<sup>たき</sup>、<sup>たき</sup>グ<sup>たき</sup>ル<sup>たき</sup>ー<sup>たき</sup>プ<sup>たき</sup>ホ<sup>たき</sup>ー<sup>たき</sup>ム<sup>たき</sup>や<sup>たき</sup>居<sup>たき</sup>宅<sup>たき</sup>介<sup>たき</sup>護<sup>たき</sup>事<sup>たき</sup>業<sup>たき</sup>所<sup>たき</sup>、<sup>たき</sup>日<sup>たき</sup>常<sup>たき</sup>生<sup>たき</sup>活<sup>たき</sup>自<sup>たき</sup>立<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>事<sup>たき</sup>業<sup>たき</sup>など、<sup>たき</sup>密<sup>たき</sup>接<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>地<sup>たき</sup>域<sup>たき</sup>連<sup>たき</sup>携<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>です。こ<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>し<sup>たき</sup>た<sup>たき</sup>各<sup>たき</sup>種<sup>たき</sup>資<sup>たき</sup>源<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>総<sup>たき</sup>動<sup>たき</sup>員<sup>たき</sup>で<sup>たき</sup>き<sup>たき</sup>る<sup>たき</sup>仕<sup>たき</sup>組<sup>たき</sup>み、<sup>たき</sup>地<sup>たき</sup>域<sup>たき</sup>生<sup>たき</sup>活<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>拠<sup>たき</sup>点<sup>たき</sup>と<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>制<sup>たき</sup>度<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>あ<sup>たき</sup>り<sup>たき</sup>ます。支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>と<sup>たき</sup>す<sup>たき</sup>障<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>あ<sup>たき</sup>る<sup>たき</sup>人<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>結<sup>たき</sup>婚<sup>たき</sup>や<sup>たき</sup>子<sup>たき</sup>育<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>カ<sup>たき</sup>ッ<sup>たき</sup>プ<sup>たき</sup>ル<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>つ<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>は、<sup>たき</sup>積<sup>たき</sup>極<sup>たき</sup>的<sup>たき</sup>に<sup>たき</sup>支<sup>たき</sup>援<sup>たき</sup>登<sup>たき</sup>録<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>行<sup>たき</sup>い、<sup>たき</sup>日<sup>たき</sup>頃<sup>たき</sup>か<sup>たき</sup>ら<sup>たき</sup>安<sup>たき</sup>心<sup>たき</sup>安<sup>たき</sup>全<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>担<sup>たき</sup>保<sup>たき</sup>で<sup>たき</sup>き<sup>たき</sup>る<sup>たき</sup>よ<sup>たき</sup>う<sup>たき</sup>な<sup>たき</sup>仕<sup>たき</sup>組<sup>たき</sup>み<sup>たき</sup>を<sup>たき</sup>構<sup>たき</sup>築<sup>たき</sup>し<sup>たき</sup>て<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>く<sup>たき</sup>こ<sup>たき</sup>と<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>必<sup>たき</sup>要<sup>たき</sup>です。障<sup>たき</sup>が<sup>たき</sup>い<sup>たき</sup>の<sup>たき</sup>有<sup>たき</sup>無<sup>たき</sup>



にかかわらず、「愛する人がいる」ということはとても人生にとって幸せなことだと思います。この思いを大切に育てていくことは、周囲の人たちの使命であるというふうに思います。

この実現に向けて、北海道の障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部に対しまして、これまでの発言の繰り返しになりますが、3点の要望をお願いしたいと思います。1点目は、優生保護政策によって培われた障がい者の恋愛や結婚に対する否定的感情を、道民をあげて払拭していくために、北海道障がい者条例の中に結婚や子育てに必要な支援を受ける権利があるということを新たな条文として盛り込んでいただきたい、というふうに思います。2点目は結婚や子育てを総合的に支援する中核的な存在として、すべての相談支援事業所、特に委託相談支援事業、小児は必須事業だと思いますけれども、に、その役割を担うよう義務づけていただきたいというふうに思います。3点目は、令和5年10月現在、北海道では179市町村のうち83市町村と、これは46%になっておりますけれども、地域生活支援拠点が整備されています。これらの地域生活拠点に対して支援の必要な結婚や子育てカップルの支援登録を行い、安心安全を担保できるような仕組みを構築するよう、北海道から市町村に指導していただきたいというふうに思います。以上よろしく申し上げます。

〈古岡部長〉

はい。小林会長、どうもありがとうございました。次に、学識経験者の皆様にお伺いをいたします。これまで支援等に携わってこられたお立場から、大久保薫様、ご意見等お願いいたします。

〈大久保本部長〉

はい。大久保です。よろしく申し上げます。私は小林さんよりも少し短いですが、45年ぐらい、障がい福祉の方に携わって参りました。主に今日はその中の相談員の経験から、少しご意見を申し上げたいと思います。今日取り上げた問題は非常に、課題が山積みだと思いますけれども、しかし、決してその地域で障がいのある方が、結婚・出産・子育てできないと

いうことではなくて、可能性は十分にあるというふうに思っています。おそらくですね、問題の本質は権利擁護というよりも、権利を行使できないということの方が大きくて、そもそもその権利が発動してない、という、これ非常に問題かなと思っております。そういう意味で言いますとこの今日のようなですね、この問題を正面から取り上げていただいた、このような会議とか、大変有意義でよかったなというふうに思っております。

私、この後に、ご発言される方がですね、出産とか子育ての方の専門の方がたくさんいらっしゃいますので、私はむしろ、その以前の問題で、そもそも出会う機会がないっていう話をしたいと思っております。随分の間ですね、制度が整って参りまして、たくさんその支援が、支援者がですね、町に障がいの方たちの地域にでておりますけれども、しかしですね、いまだかつて、今でもやっぱり友達ができないとかいう人が大変多いです。友達ができないってことはですね、恋愛する相手も見つからないってことなんですね。考えてみますとですね、障害のある方は家と学校の往復、或いはグループホームと施設の往復など、点と点とを移動してるということが多いですし、私が知ってるたくさんのカップルも、まあ多くはないんですが、カップルのほとんどはですね、何ですかね、学校のOBだとか、通所先で一緒になったとか、病院の外来で一緒になったとかですね、非常に狭い関係の中でしか結ばれないですね。そんなことも今はないわけです、この時代に。一般の方はですね、あちこち繋がりますし、今ではマッチングアプリなんてのがありますけども、そういう世界ではないということで、そもそもその物理的に恋愛をできる機会が非常に少ないということが大問題だと思っております。

次にはですね、恋愛できたとしても、もともとその人関係は難しい方が多いので、好きになったからといって、お付き合いは難しいわけですね。じゃ、そこに誰が手伝うかっていうのが非常に難しく、先ほど小林さんからありましたように、例えばそこに相談員とか、或いはヘルパーさんが手伝えるかということですね。そういう作りはほぼないと思えます。そういう

研修も受けてませんので。そこが非常に難しく、ですので、そもそもが結婚に至らないと。先ほど未婚率が非常に高いということで、あれは当然の結果で、出会うことがないわけですから結婚もできないということで、別に結婚したくないわけでは全くないんだと、そう認識しております。

で、今のが一つの大きな問題だと思うんですね。次にですね、結婚できたとしても、できてですね、結婚に至ったとしても、大体親御さんは反対されます。それは駄目だという意味ではなく不安だからですね。この2人が結婚しても大丈夫かってご不安がたくさんあると、その不安の解消が中々できていないという、これがすごく大きな問題ですし、結婚生活を続けられる環境があるかという、とてもないということです。そこはすごく大きな問題かなと思います。やっと結婚できて、出産となりました、さらにまた中々ハードルが高くてですね。そもそも望まない妊娠もたくさんありますし、そこをどうしますかっていう話もありますし、妊娠されてもですね、体調管理をよく自分でできないという方もたくさんいらっしゃいます。ですので、妊娠そのものにもですね、妊娠中の経過の方にもちゃんと支援が必要だということになろうかなと思います。やっとお子さんが生まれた後にも、まだたくさん、たくさん課題が残ってますね。で、お子様産まれたら普通は乳幼児健診を受けますけどもそもそも健診を知らないとか、字を読めないとかですね。そこから始まりますので、お子さんが生まれた時にも非常に丁寧な支援がずっと必要になってくると思います。

まとめますとですね、そもそも今日のテーマにあります結婚・出産・子育てを以前に非常に大きな問題がまず根っこにあるということがひとつと、結婚・出産・子育ての支援に対する、先ほど指摘ありましたように、具体的なですね専門家の育成がなっていないと思います。

私は、NPO法人の方で、北海道から指定を受けまして、サービス管理者の研修だとかですね、相談員の研修をたくさん行っております。ものすごい数の方が受講されておりますけれども、その中に、恋愛とかですね、結婚とか出産育児とか言う話は一切出てきません。それはですね、国のカリキ

ユラムも入ってないんですよ。ですので先ほど相談員の仕事の義務化の話もありましたけども、研修の中にですね、きちんと盛り込むと。サービスを提供する側も相談を受ける側もですね、この問題をちゃんと、一つのカリキュラムの中に入れ込むということで、非常に重要なことだと思うんですよ。それはお金をかけなくてもできますので、まずそこからでも手をつけられないかなと思っております。はい。以上です。

〈古岡部長〉

ありがとうございます。はい、ありがとうございます。続きまして、弁護士としてのお立場から、中島哲様、お願いいたします。

〈中島本部長〉

はい。中島と申します。よろしく申し上げます。私は、札幌弁護士会の高齢者障害者支援委員会という障がいに関する課題を取り扱う委員会に所属しています。また個人的には、重度知的障がいと自閉症スペクトラム障がいを持つ年齢期の子供の親であります。

今回のテーマは、地域における障がいのある方の結婚出産、子育ての支援についてということでした。一昨年度、道内のグループホームにおいて、知的障がい者が結婚や同棲を望んだ際に、運営法人が不妊処置を条件としていたことが社会問題となることがありました。これを受けて、北海道の保健福祉部において、グループホームにおける入居者の結婚等に係る実態調査を行われて、昨年度のこの会議において、調査結果のご報告をいただきました。今回のテーマ設定は、こういった経緯を踏まえてのものと理解しております。

この問題に関するこの間の社会的な議論の到達点について、法律家の立場からご紹介させていただきますと、まず結婚の自由ですね、これは憲法24条によって保障されます。また、子供を産み育てる権利についても、「リプロダクティブ権」という憲法上保障される個人の基本的権利として位置づける考え方が現れて、そのことに言及した裁判例も現れています。また、憲法14条が保障する法の本質の平等によって障がい者もいわゆる健全者と平

等に権利を有することは言うまでもありません。このように、障がい者であっても、結婚とか出産とかに関する権利が保障されているということは、社会的な共通認識となりつつあるように思われます。そうすると、この問題は、「障がい者の結婚・出産・子育て」というふうに、一括りにして議論する段階は過ぎようとしていて、次の段階にきているように思います。すなわち障がい者であっても、憲法上結婚とか出産に関する権利を保障されているということを出発点として、より、個別具体的な議論をする段階ではないかというふうに考えています。まず問題となる場面が結婚なのか出産なのか、それとも子育てなのかによって考慮すべき事情が異なってくるかと思えます。

ここで我が国が2014年に批准した、いわゆる障害者権利条約が参考になると思えます。原文は英語ですので、外務省の訳によります。条約の23条というのがあって、やっぱり結婚については、「婚姻をすることができる年齢のすべての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること」として、結婚は自由であることを定めています。これに対して、出産についてはちょっと違う定め方をしています。「障がい者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任を持って決定する権利を認められて、また障がい者が生殖及び家族計画について、年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること」さらに、「障がい者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること」つまり、出産については、単なる自由なんじゃなくて、「自由かつ責任を持って」決定する権利が認められていて、そして、家族計画について適切な「情報及び教育を享受する権利を認められること」として

これは、障がい者に子供を作られても面倒見きれなくて困るんだっていう、一部の支援者の事情を出発点とするのではなくて、障がい者自身の権利として、出産について責任を持って決定する権利があって、そして子供をつくることによる身体的とか精神的とか経済的とか時間的な負担とか、或

いはそういった負担を避けるための避妊の方法についての情報とか教育を受ける権利があるとしているんです。

これは非常に重要な考え方だと思っています。私自身障がいを持つ子供の親として、将来、うちの子供が結婚したいと言ってきた場合に、結婚生活を営めるのだろうかとか、産まれてくる子供を育てていけるのだろうかとか、もっと言うと、生まれてくる子供は果たして幸せになれるのだろうかとか、いろいろ考えることがあります。それで、障がい者にも憲法上結婚とか出産の権利が保障されてるっていうことは決してそういった現実問題から目をそらして綺麗事ばかりの絵空事として障がい者の結婚とか出産を語るという意味ではないというふうに考えてます。障がい者が結婚し性交渉を持つことや、出産をすること、そういうことをプラス面ももちろんあります。そういったプラス面だけではなくてマイナス面についても、その発達段階に応じて、教育とか情報提供することによって、長い目で見て現実的かつ適切な判断ができるようになること、それも含めて、障がい者の権利であるということであって、そのための支援が必要だということだと考えています。

また、障がい者といっても、知的障がいなのか、身体障がいなのか、それとも精神障がいなのか、或いは難病患者なのか、どのような障がいを持っていて、その程度はどの程度のかということ踏まえて、支援は検討されるべきだと考えています。例えば、身体障がいの方とか、難病患者の方の場合、出産に伴う健康上のリスクが問題でありますし、医療的なサポートや情報提供が必要になります。知的障がいについては避妊を伴わない生殖行為がどのような結果を招くことになるのかについて、特に教育や情報提供が必要になります。また、精神障がいの場合、出産や育児に精神的ストレスに対する支援が必要になります。

さらに、どのような障がいであっても、子育てにはその障がいの特性に応じた困難性が伴います。ただ、それに対して必要な支援も、その障がい特性に応じて当然異なってきますし、障がいの程度によって必要とされる支援

も異なってきます。これは全く意識してなかったんですけども、小林会長がおっしゃっていた相談支援の充実であるとか、大久保委員がおっしゃっていた専門家の育成とか、そういったことにも重なってくるかと思えます。今後は、一歩先の議論として、より、個別具体的な支援のあり方が検討されることを祈っています。私から以上です。ありがとうございました。

〈古岡部長〉

はい、ありがとうございました。続きまして、日頃支援に携わっておられる立場から、北川聡子様、お願いいたします。

〈北川本部長〉

社会福祉法人麦の子会の北川です。どうぞよろしくお願い致します。私は日頃、赤ちゃんから、妊娠期からですね、赤ちゃんから二十歳までのお子さん800人くらい、発達が心配な子ども達に通ってきていますが、と同時にお母さん達、お父さん達も通ってるので、家族支援というの大事にします。発達が心配ということのうちに来るんですけど、実際お母さんとお話して面接したら、家でお母さん達も虐待を受けてたとかアルコール依存症の家族だったとか、もちろん貧困でシングルで家庭に育て、すごく大変だったとか、いろんな今で言う虐待要因の中で生きてきた人がかなりたくさんいらっしゃいます。その中でもやはり50人くらいお母さん、ほとんどシングルマザーなんですけど、今日も小林先生もおっしゃってましたけど、シングルマザーで手帳を抱えてってなるとほんとに子育てが非常に大変なので、お母さんがカウンセリングだとか、仲間でのおしゃべり会とか、あと実際のホームヘルパーとかショートステイを使っただけの子育てになるかなと思いますけれども。そういう中で子供たちが元気に育ってきてるので、それはうれしいことだなあと思ってます。

結婚と出産と子育てはやっぱり、最終的にはね、好きな人が出来たっていう話が大きくなった成人期の頃、どうしたいのって聞きながら、本人の気持ちが一番大事なので、相手もいますし、なんかお見合いみたいな感じで、間に入って取り持ったりしないとなかなか今、なんか付き合うのも、

ちょっと先程非常に難しいので、そこらへんのサポートもしながら結婚に  
いったカップルもいますが、やはりやっぱり本人の意思が一番、責任取る  
にあたっても、本人の意思が大事な、というふうに思います。

ただ、今、結婚したいなと思っても支援が必要でもグループホームでも暮  
らせない制度なんですね、そこに子どもが産まれたりすると。そこはもう国  
の方でも制度を少し変えて支援付きで子育てがちゃんとできるように、制度  
を変えていかないといけないかなというふうに思います。

あと、江差町の例でもあったように、こう誰が見るんだみたいな、そう  
いうところで、産ませないようにしたみたいなど聞いておりますので、実  
は、町には保育所があったり、それから母子保健の人たちが支えてくれた  
り、いろんな制度があるのになんか別々になってるっていうあたりが、私  
たちは本当にいろんな方々と連携して、知的障がいのあるお母さんの子育  
てを応援してますけど、制度の壁を越えて連携して、いろんなサービスを  
やって見守っていく必要があるな、っていうふうに思います。

あとですね、知的障がいの女性が被害に遭うことが多いですね。あと愛着  
の問題があったりして、なんか少し優しくしてくれる、今日福祉新聞に出  
てたんですけど、厚生労働大臣の会議の中でもホストの方に行ってますね、  
そしてお金払えないから風俗で妊娠してしまって、妊娠した結果がわから  
ないまま、お腹が大きくなってるといことも結構ありますね。うちも  
妊娠SOSをやらせてもらってるんですけど、そういう経過で妊娠して誰にも  
伝えないまま保健センターにもいかないまま、ギリギリのところでお電話い  
ただいて、赤ちゃんが産まれるということもあります。やっぱりそういう  
ことに対する知識とか特に知的障がいかなとか、精神の方かなと思われる方  
が多いので、そういうのをやっぱり学校教育でね、教えていく教育の必要性  
があるかな、と思います。それと一緒にやっぱりこう、北海道がやってく  
れてる妊娠SOSなどの妊娠期からの支援が非常に大事だと思います。

赤ちゃんが生まれると本当にこう知的障がいの方の赤ちゃんであって、  
そういう困難な状況で生まれた子であっても、産婦人科医と小児科医と助



産師とそういう医療関係者とかソーシャルワーカーとか保護課とか、福祉とか保健師とかみんなその赤ちゃん真ん中にして、この赤ちゃんとお母さんをどんなふうにしていこうか、もし育てられなかったら特別養子縁組とか、育てたいんだったら育てるにはどうしたらいいかっていうことをね、もっと子ども家庭庁じゃないですけど、子ども真ん中に、みんなが手をつなぐっていうことが、赤ちゃんひとりの命を守るために今できてるので、ほんとにこういうふうに社会がみんなで応援したら、知的障がいのママ達の子育ても出来ていく、できないっていうんじゃないでできていくんじゃないかなって実践の中では思います。でもいずれにしても本当に本人のニーズや思いを合わせて、非常にこう社会に対して否定的な感情をお持ちの今までの経験から、どうせ自分のことわかってくれないみたいなところの方もいますので、それで妊娠の通報っていうか通報って言ったら変ですけど、相談とかができないという方もいますので、相談とかは暖かくて、本人たちが安心できる寄り添い型の支援がこれから大切になってくるかなと思います。よろしく願います。

〈古岡部長〉

はい、ありがとうございます。最後に、人材養成を行う教育の立場から、鈴木英樹様、お願いいたします。

〈鈴木本部長〉

はい。よろしく願います。今大学でリハビリテーションの授業教えていて、自分自身で息子と今2人暮らしなんですけども聴覚障がいと肢体不自由があって、今大学を卒業して23歳で家にいるんですけども、ちょっとそういう人間がということで、話題提供したいと思います。

まず最初に、今回このテーマをいただいたときに一番最初に考えたことは、先ほど中島本部長も言われていたように、障がいといっても、多分いろいろあるよな、と。事実、本当に配偶者の方がいる割合であったりとか、それを健常の方と比べた時の割合っていうのも三障がいの方で全然違うので、今日は多分、知的障がいの方の、っていう話をするのかなっていうふ

うに思ってきたので、自分としては出る幕がないな、というふう思った  
んですけれども、あえてそういう色々な障がいがある中で、というふうな  
ところの共通点をちょっとこう考えてみたいと思うんですけど。

まず一つ、やはり結婚とか出産とか子育てっていうのは一連でこう語ら  
れるんですけど、全部別物で、もっと言うと多分、結婚の前に恋愛とか出会  
いっていうのがあってですね。今回このテーマをいただいた時に、学生さ  
んにもちょっと聞いた時に、どんな感じなんだろうか、学生さんの恋愛事情  
って、というふうに言うと、別に統計を取ってるわけではないんですけど、大  
きく二極に分かれると。それは何かというと、恋愛に対してこうガツガツ  
いくタイプの学生さんと、そういうもの、自分に対しての、その何ていう  
んですかね、効力感が低くて、恋愛は自分には向いてないっていうふうな  
ものに分かれるっていう話をしたんですね。そういうふうに行く子はもう  
本当に入学してからすぐに彼女を作ってしまうっていうふうになっていき  
ますし、そうじゃない子はいまだにやっぱり卒業しても、結婚もしないし、  
恋愛は自分には関係のないこと、っていうふうに移行していく。そうゆう  
ふう二極に分かれるんだな、って話をしたんですよ。

でも、障がいを持ってらっしゃる方はどうなんだろうかっていうことで、  
今度は息子にこうちょっと聞いてみました。そうすると、実は息子は聴覚障  
がいのそのコミュニティーだったりとか、そこを中心に今やってるんで、  
生活というか関わりを持ってんですけど、その中でもやっぱりおんな  
じようなことがあるっていうんですよね。もうすごく彼女何人も作って、  
そしてこう出会っては別れてっていうふうな形でこう行く子もいれば、自分  
の息子はどちらかっていうそうなんですけど、僕はそういうふうな、なん  
かこう怖いというか、自分には関係がないっていうふうなことずっと、  
「多分お父さんごめん、2人暮らしだけど、結婚は多分しないと思うし、恋愛  
にも興味ないし、女性にも興味がない」っていうふうなところを言ってる  
んで。それが本心かどうかわからないですけど、それはやはり障がい、全部  
の障がいじゃないですけど、少なくとも、聴覚障がいを持つ息子のコミュ

ニティの中なかではそういうふうにに二極化にきよくかしてるんだなっていうふうなところ  
は思おもったんですよ。

今いま、本ほん当とうに結けつ婚こん恋れん愛あいをする、結けつ婚こんするいろんなな価か値ち観かんが多た様よう化かしていて、  
やはり我われ々われとしてはそういうふうにになりたい、したいというふうな方かたに対たい  
してどういうふうにしていくかっていうことが大事だいじだと思おもうんですけれども。  
その上うえで、やはり先さきほど申もうし上あげて、皆みなさんが言いわれてるように、相そう談だん体たい制せい  
をというふうなところを充じゅう実じつしていくというのはあるんですけれども、一いつほう  
方かたで、その地ち域いきというか、社しゃ会かいがそういうふうなものに対たいして、寛かん容ようといい  
ますか、それが普ふ通つうだよねっていうふうなところをやっぱり作つくっていく必ひつ要よう  
がやっぱりあると思っていて、そういった意味いでは今いま、道どうの方ほうで進すすめられて  
いる、その障しょうがいに対する理り解かい、差さ別べつに対するその解かい消しょうに向けた色いろ々いろ  
研けん修しゅうだったり取とり組み、そこはやり絶対ぜつやっていかなければいけないん  
ではいなかな、というふうに思おもいます。

合あわせて、生せい徒とといいますか、今いまの方かた々がたをどうするかっていうところも  
あるんですけれども、これからそういうふうな方かたに結婚けつとか恋れん愛あいをしていこう  
とするこ子こたちに対して、しっかり、やっぱり生いきていくっていうとどう  
いうことなのかとか、或あるいは結けつ婚こんを含めた、そういうふうに性せい、家か族ぞくふや  
していくってことはどういうことなのかっていうことを、やはり教き育ようの中  
でしっかりと伝つたえていって欲ほしいですし、結けつ婚こんすることに伴う社会かい的てきな責せき  
任にん、或あるいは経けい済ざい的てきな自じ立りつといいますか、そういうようなこと、或あるいは社しゃ会かい  
としてどう役やく割わりを果はたしていくかっていうふうなことの中の一つに、結けつ婚こん  
というふうなものもあるよねっていうふうなところを考かんえていかないと、好す  
きだから、ちよっとこれ、いろんな意い見けんがあると思おもうんで、好すきだから結けつ婚こん  
する、結けつ婚こんして子こ供どもを作りたいから作る、っていうふうなところはそうな  
んだけれども、でも実じつ際さい生うまれたこ子こがいろいろそう幸せになっていたりと  
かする上では、やはりその好すきだから、だけで、通とおしぬけれるだけのも  
のではいないかもしれないよね、っていうふうなところをしっかりと教き育ようをし  
ていかなければいけないんじゃないかなというふうなところをちよっと

こう考えていました。

最後に、ただ相談っていう話をしたんですけども、学生の方とか、自分の息子に照らし合わせた時に、果たして相談をするんだらうか、恋愛したいということに対して相談をするんだらうかなあ、と。今本当に先ほどマッチングアプリという話もあったんですけども、自分恋愛したいんだけどどうしたらいいってことを相談できる子、っていうのがあるんだらうかっていうのはちょっと自分の中でイメージが湧かなくてですね。そう考えたときに、多分相談体制を作る時に、待ってるんじゃないくて、やはりこちらから働きかけていって、こうだよっていうふうなことも考えていかないと、支援システムとしてこう相談体制を作ったからそれでいいっていうふうな感じでもないのかなというふうにちょっとこう思っておりました。

最後に、息子と今日こういう話をしたって話をした時に、もし息子が、先ほど申し上げましたように今のところそういうふうなことを考えてないと言ったんですけども。もし結婚したいっていうふうに話をしてきたら、基本的には応援をしたいというふうに思っています。ただ、応援はしますけれども、先ほど申し上げましたように結婚には経済的なこと、自立とまではいかななくて、経済的なことも伴ってきますし、社会的なところも、考えて欲しいなというふうにちょっと思っています。それとあと、もし配偶者の方が、聴覚障がいの方も聴覚障がい者同士で結婚される方が比較的多いというふうに伺っているんですけども、そういうふうに自分の息子が連れてきたパートナーの方が障がいを持ってらっしゃる方で、仮に、出産に伴って遺伝的な問題があったとしても、そこは自分の職種がそうだからかもしれないですけども、そこは応援してあげたいというふうに思っています。なぜかという、それは先ほど中島さんがおっしゃっていたように、この国が持っている、国民が持つ権利の一つであると。ただ、権利を主張するためには最低限の義務をやはり遂行しなければいけないんじゃないか、っていうふうなことを話していました。もちろん結婚しない、パートナーを作らない、というふうな選択肢も大歓迎なので、結婚し、結婚

したいというよりは、恋愛をしたい、もっとこういろんな人と仲良くなり  
たいっていうふうなものに対して、どう積極的な、こちらから支援体制を作  
るかということと、あとは広く道民を含めた道民の方々の感情、いかに整  
えていくか。それとあとこれからそういうふうには、恋愛、出産になってい  
く年齢の方々にに対してどう教育をしていくのかっていうふうなところを、  
今日はちょっとご提案といえますか、発言させていただきます。以上です。

〈古岡部長〉

はい、ありがとうございます。皆さん本当にありがとうございました。  
ただいまご発言や、全体を通じまして、各本部或いは道庁の各部から、何  
かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、各部におかれましては、ただいま頂戴  
したご意見などを念頭に置きながら、取り組みを進めていただければと思  
います。

最後に、知事からお願いいたします

〈鈴木知事〉

本日はですね、本当に様々率直な、または課題を日々感じながらですね、  
お考えになられているそういうお話についても、それぞれの皆様からご意  
見をいただいたことに、まずは本当に心から感謝申し上げます。ありが  
うございました。

まず小林会長の方からですね、障がい者の権利、また相談の支援に関し  
てお話がございました。またその条例の中でですね、必要な支援を受ける  
権利を盛り込むということ、そして、相談支援事業所に支援を義務付けて  
はどうかというご意見もいただきました。

また、鈴木本部員の方からですね、この障がいをお持ちのお子様の親と  
しての立場からですね、基本的な権利である自己決定の尊重などについ  
ての率直なご意見をいただきました。ありがとうございます。

道では、条例に定める障がい者の権利につきまして、結婚や子育てに必要  
な支援を受ける権利、このことはもちろんでありますけれども、教育、労働

などの様々な権利が含まれているという風に理解をしていますし、その理解の基で各自施策に取り組んでいる、というところでございます。

一方で、これもございましたけれども、昨今、グループホームにおける意思決定支援への配慮、これが不十分な事案、これが発生をしている、というところでございます。北海道では、この3月に障がい者施策推進審議会におけるご議論を経て、「障がいのある方の結婚・出産・子育てに係る対応策」を取りまとめまして、現在、地域で子育てを支える体制づくりの具体的な検討を進めているところであります。

今後、当事者の皆様そして関係団体の皆様のご意見も広くお伺いをしていく、こういうことなど、そうした検討の結果を、条例に基づいて定めさせていただきます「地域づくりガイドライン」こちらへ反映をしていく、ということについて検討をしていきたいと考えているところでございます。

また次に、この「相談対応される方の資質向上」に関しましては、大久保本部員の方からも、障がいのある方は、そもそもこの出会いの場を持つことがなかなか出来ないんだ、ということで、そういった課題、そして支援者のこの人材の養成、会議・研修開催等についてのご意見もございました。

また、中島本部員の方からも、出産に関しては責任も伴うということ、そしてこうしたことも含めてですね、障がい者の権利であるということ、プラス面とマイナス面を併せた情報の提供についての支援、これをしていく必要がある、というご示唆もいただいたところでございます。

道としては、この障がいのある方からの、結婚、出産、子育てに関するこの相談、情報提供、これを身近な市町村や相談支援事業所で適切に対応できる体制、これを確保していくこと、そして支援者の資質の向上、これは重要である、という風に考えています。

現状、相談支援員をはじめとする支援者への研修の内容につきましては、国が実施要綱という形で定めているところなんですけれども、この、先程の研修の部分でですね、この点がないものですから、この必要な研修、これを追加する、このことなどについて、国に要望していく必要があると

いう風に考えています。

また、横断的な連携に関しては、北川本部員の方からですね、実際の経験なども含めてお話がございました。障がいのある方がどのような暮らしを送るかはご本人がですね、決める、このことがある、意思決定の支援、これに配慮しつつ、市町村が中心となって、障がい福祉、母子保健、子育て支援、こういった様々な支援がございましたので、各分野が連携して支援体制を構築していくべきである、というご意見でございました。

障がいのある方が住み慣れた地域で、結婚・出産・子育てを安心して行うというためには、それをお支えする、この周囲の皆様のご理解、そして地域における支援体制づくり、これが極めて重要だと考えてます。

先ほども触れさせていただきましたけれども、地域で子どもを育てる、この体制づくり、この子育てを支える体制づくりを検討する中でですね、現に障がいのある方の子育てなどを支えている、そういった好事例を我々も収集をさせていただいて、こうした事例を取りまとめた手引書を年内に、これは作成していきたいと考えています。そして、市町村や相談支援事業所にそれをしっかりと周知をする中でですね、その具体的な対応がより図られるようにしていければという風に思っています。

今日いただいた皆さんの率直なご意見などにつきましては、これはしっかり我々も受け止めた上で、障がいのある方々が暮らしやすいですね、その地域づくりに向けては、この全庁、責任ある部長もですね、一同に参加をしております。全庁あげて、これは取り組んでいくべき課題でありますので、今後ともしっかりとそれは北海道としてですね、取り組んでいきたいと思っております。また、今日いただいたご意見などにおいて更なる進捗等もまた皆さんと共有をしながらですね、大変難しい課題ではありますけれども、しっかりと向き合いながら取り組んでいければと思いますので、今後とも皆さんのお力添え、よろしくお願い申し上げます。本日は、ありがとうございました。